

問 以前、新聞で「外国人実習生に違法な長時間労働をさせた疑いで社長ら逮捕」という記事を見ました。当社では、労働基準法第36条による労使協定（36協定）を締結して労働基準監督署に届出して、協定の範囲内で残業をしてもらっていますが、一時的な要因で36協定を超えて時間外労働をさせることも想定されるのですが、その場合に、逮捕までされるのですか？

## 質問にお答えします

答 ご覧になつた記事は、平成28年3月の報道だと思われます。

### 【事案の概要】

『外国人技能実習生に違法な長時間労働をさせたなどとして、岐阜労働基準監督署は婦人・子供服製造会社社長と、技能実習生受け入れ事務コンサルタントを、最低賃金法と労働基準法（割増賃金不払いなど）に違反（＊1）した疑いで逮捕（＊2）した』というものです。

### 【悪質性】

『関係者によると、2人は共謀し、中国人技能実習生4人に対し、岐阜県の最低賃金（当時は時給738円）に満たない額で、1日8時間の法定労働時間を超えて働かせ、割増賃金も支給しなかつた疑いがある。不払いの賃金は計約475万円になるという。技能実習生は深夜や休日にも働かされ、1ヵ月当たり133時間外労働があつたという。昨年9月、この実習生から労働基署に申告があり、発覚した』

さらに、『2人は技能実習生の帳簿を改ざんしていた。また労基署の立ち入り調査に応じなかつたり、虚偽の説明を繰り返したりしてたといい、悪質性が高いと判断され逮捕されたとみられる。技能実習生に対する労基法違反などの逮捕は異例だという』としています。

ご質問のように36協定を超えて時間外労働を行わせた場合、労働基準法第32条違反として、臨検監督を受けた際には是正勧告書の対象となります。

『1、最低賃金法と労働基準法（割増賃金不払いなど）に違反都道府県ごとの最低賃金額を下回る賃金を支払っていた場合、最低賃金法第40条により、50万円以下の罰金の刑事罰の定めがあります。労働基準法第37条は、労働者が時間外労働する場合に

わけではなく、本件のように、「帳簿を改ざんしたり、労基署の調査に応じなかつたり、虚偽の説明を繰り返したこと」が、悪質と判断され、逮捕に至つたものと思われます。しかし、36協定超えの時間外労働が刑事罰の対象であることに変わりはない、36協定の限度の順守のための適切な労働時間管理、業務の見直しや改善が必要です。

＊2、逮捕 捜査機関が捜査手続の過程で、被疑者の逃亡、罪証の隠滅を防止する目的でなす対人的強制処分で、被疑者の身柄の拘束と一定期間の留置を内容とする。（憲法33、刑事訴訟法199、201）

労働基準法第102条に「労働基準監督官は、この法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を行ふ」と規定、特別司法警察員とされている。麻薬取締官にも同様の規定。

## 違法な長時間労働で社長ら逮捕？

は、割増賃金の支払を義務付けているものです。この規定は、強行規定であり、たとえ使用者としても、それは無効となります。（S24・1・10基収第68号）また、この規定に違反した場合には、6ヵ月以下の懲役又は30万円以下の罰金という刑事罰の対象にもなります。